

第 80 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年3月29日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時

開催場所

北浜フォーラム A・B・C室
(大阪証券取引所ビル3階)
大阪市中央区北浜一丁目8番16号

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願い

株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

議決権行使期限

2022年3月28日（月曜日）午後5時30分まで

その他本株主総会における対応につきましては、次ページをご参照ください。

目 次

第80期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	22
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48
株主総会会場ご案内図	

株主様全体の公平性への配慮から、総会ご出席株主様へのお土産を廃止とさせていただいております。
何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

本株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日のご来場をお控えいただき、**書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。**
- ・株主総会への出席を検討されている株主様は、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げますとともに、**ご自身の健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。**

<株主総会にご出席される株主様へのお願い>

- ・**ご来場の際は、マスク着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。**
- ・会場入口にて、非接触方式の検温を実施させていただきます。**発熱が認められる株主様や体調不良とお見受けした株主様には、ご入場をお断りすることがございます。**
- ・株主総会会場の座席間隔を拡げるため、**座席数は平時に比べ大幅に減少します。そのため、当日お越しいただきましても、ご入場をお断りすることがございます。**
- ・株主様ではない代理人および同伴の方など、株主様以外の方は、本株主総会にはご出席いただけません。

<本株主総会における当社の対応について>

- ・株主総会に出席の役員および運営スタッフは、検温等による体調確認のうえ、マスクを着用し対応させていただきます。
- ・会場内複数箇所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・**株主総会の議事は、平時よりも時間を短縮して行います。**
- ・会場内展示スペースでの展示品・パネルの展示等はありません。
- ・お茶など飲料のご提供は、控えさせていただきます。

なお、今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.toyotanso.co.jp/>

以 上

(証券コード 5310)
2022年3月11日

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号

東洋炭素株式会社

代表取締役会長兼社長兼CEO 近藤 尚孝

第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時 受付開始 午前9時
2. 場 所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室(大阪証券取引所ビル3階)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第80期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第80期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

なお、上記の当社ウェブサイト掲載事項は、監査役および会計監査人の監査の対象に含まれております。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.toyotanso.co.jp/>



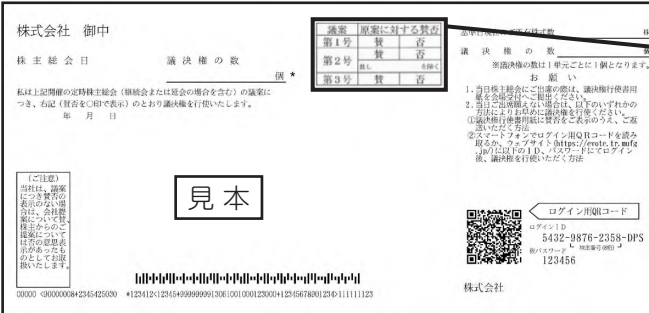
議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席する方法</p> <p>当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時</p> <p>2022年3月29日(火曜日) 午前10時 受付開始 午前9時</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使する方法</p> <p>同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年3月28日(月曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネット等で議決権を行使する方法</p> <p>次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年3月28日(月曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



株主会社 御中

株主総会日 議決権の数 氏名

私は上記議案の定款株主総会(臨時会または緊急の場を含む)の決議につき、右記「賛否」欄で表示のとおり議決権を行使いたします。

年月日

見本

00000 <000000000> 2345425000 *123412121245498999999130610010001220004123456789012345111111123

株主会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2、5号議案**
- 賛成の場合 >> 「**賛**」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「**否**」の欄に○印

- 第3、4号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「**賛**」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「**否**」の欄に○印

- 一部の候補者に反対する場合 >> 「**賛**」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

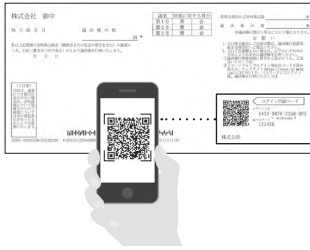
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

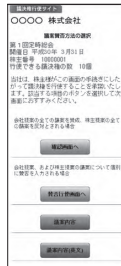
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



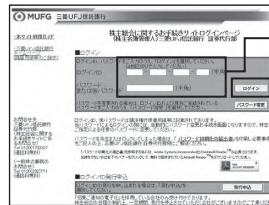
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

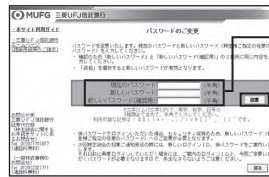
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

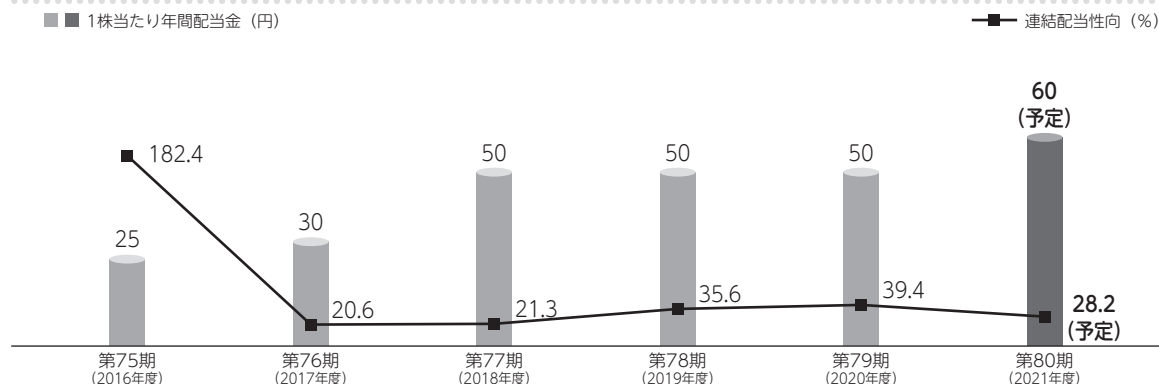
当社は、長期的な競争力の強化と企業価値の向上を目的として、戦略的に投資を行うとともに、各事業年度の経営成績、将来の事業展開や経営基盤の強化に向けた資金需要等を総合的に勘案し、安定した利益還元を継続して行うことを基本方針としております。内部留保金につきましては、生産関連設備投資、新製品開発および研究開発投資等に充当していく所存であります。

上記の方針ならびに当期経営成績を踏まえ、当期の配当につきましては、1株につき60円とさせていただきます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 60円 配当総額 1,258,353,600円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年3月30日

□【ご参考】1株当たり年間配当金・連結配当性向の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法) 第29条 (条文省略) 2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(選任方法) 第29条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第30条 (条文省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第30条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 <u>本附則第1条の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 <u>本附則第1条から本条までの規定は、施行日から6ヶ月を経過した日または本附則第2条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の意思決定の迅速化を図るため、取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役6名のうち3名は社外取締役候補者といたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	取締役会の 出席状況
1 再任	近藤 尚孝	代表取締役会長兼社長 会長執行役員 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）	100% (17回/17回)
2 再任	平賀 俊作	取締役 執行役員 生産本部長 グローバル開発本部担当	100% (17回/17回)
3 再任	濱田 達郎	取締役 執行役員 経営企画本部長 グローバル営業本部担当	100% (17回/17回)
4 再任 社外 独立役員	岩本 宗	取締役	100% (17回/17回)
5 再任 社外 独立役員	松尾 修介	取締役	100% (17回/17回)
6 新任 社外 独立役員	高坂 佳郁子	監査役	100% (17回/17回)

(注) 高坂佳郁子氏の取締役会出席状況は、監査役としてのものです。

候補者番号

1



再任

こんどう なおたか
近藤 尚孝
(1957年5月5日生)

所有する当社の株式数 1,218,076株
在任年数 4年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1980年4月 三井物産(株)入社
1985年12月 当社入社
1994年3月 取締役
2000年11月 常務執行役員
2001年8月 取締役
2002年3月 常務取締役
2003年7月 専務取締役
 9月 専務執行役員
2007年1月 NTコーポレーション(株)代表取締役(現任)
 8月 当社代表取締役 取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐
2008年3月 営業本部長
2009年8月 取締役社長 社長執行役員
2012年6月 相談役
2013年1月 自然電力(株)取締役
 5月 当社退社
 11月 ビアメカニクス(株)代表取締役社長
2014年12月 同社会長
2015年3月 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー取締役
2017年5月 自然電力(株)監査役
2018年3月 当社取締役会長(現任)
 4月 代表取締役(現任) 会長執行役員(現任)
 最高経営責任者(CEO)(現任)
 5月 取締役社長(現任) 社長執行役員(現任)

■ 重要な兼職の状況

精工碳素股份有限公司董事長
NTコーポレーション(株)代表取締役

取締役候補者とした理由

近藤尚孝氏は、経営者としての豊富な経験・知見を有しており、2018年の当社代表取締役就任以降、強力なリーダーシップを発揮し、コーポレート・ガバナンス強化の取り組みや成長戦略の実行を牽引してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ひらが しゅんさく
平賀 俊作
 (1946年9月24日生)

所有する当社の株式数 3,100株
 在任年数 3年
 (本総会終結時)
 取締役会出席状況 17/17回



再任

■ 略歴、当社における地位および担当

1971年7月 三菱化成(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社
 2003年9月 当社入社
 常務執行役員
 生産本部長
 取締役
 2004年1月 8月
 2005年8月 加工部長
 2006年1月 素材製造部長
 2007年4月 機械用炭素製造部長
 6月 総合企画部長
 12月 企画本部長
 2009年8月 当社退社
 2011年10月 (株) CARBON ONE設立
 同社代表取締役
 2013年4月 CMI(株) 設立
 同社専務取締役(現任)
 2018年7月 当社入社
 執行役員(現任) 事業統括責任者
 9月 生産本部長(現任)
 2019年3月 取締役(現任)
 2021年11月 グローバル開発本部担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

東炭化工(株)代表取締役会長
 大和田カーボン工業(株)代表取締役会長
 CMI(株)専務取締役

取締役候補者とした理由

平賀俊作氏は、カーボンの製造に関する豊富な知識・経験を有しており、2018年の当社執行役員就任以降、生産技術の向上や事業発展の取り組みに寄与してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3



再任

は ま だ た つ ろ う
濱田 達郎
(1957年10月30日生)

所有する当社の株式数 1,800株
在任年数 3年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1983年4月 (株)ブリヂストン入社
1995年2月 BRIDGESTONE/FIRESTONE, INC. (現BRIDGESTONE AMERICAS, INC.) アクロン中央研究所リードアドバイザー
2004年4月 (株)ブリヂストンタイヤ材料開発本部タイヤ材料開発部長
2007年7月 同社タイヤ材料開発本部長
2009年7月 同社内製事業本部長
2010年7月 同社執行役員 内製事業担当
2011年5月 同社タイヤ基礎開発担当
2015年1月 同社CTO管掌付き
2017年1月 同社中央研究所担当
9月 当社入社
執行役員(現任) 開発本部担当
2018年4月 開発本部材料開発部長
9月 グローバル開発本部長
2019年2月 経営企画本部長(現任)
3月 取締役(現任) グローバル開発本部担当
2021年8月 上海東洋炭素有限公司董事長(現任)
上海東洋炭素工業有限公司董事長(現任)
東洋炭素(浙江)有限公司董事長(現任)
2021年11月 グローバル営業本部担当(現任)

■ 重要な兼職の状況

TOYO TANSO EUROPE S.P.A.代表取締役会長
上海東洋炭素有限公司董事長
上海東洋炭素工業有限公司董事長
東洋炭素(浙江)有限公司董事長

取締役候補者とした理由

濱田達郎氏は、タイヤメーカーにおいて、長きにわたり開発部門に携わるとともに、執行役員や事業本部長の経験を有しており、当社入社後も、技術開発の改革や事業発展、また経営戦略推進の取り組みに寄与してまいりました。以上より、当社取締役としての職務の適切な遂行と企業価値向上への貢献が期待されることから、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4



再任

社外

独立役員

い わ も と む ね
岩本 宗
 (1949年1月3日生)

所有する当社の株式数 9,000株
 在任年数
 (本総会終結時) 6年
 取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1976年4月 三井東圧化学(株) (現三井化学(株)) 入社
 1995年6月 同社大阪研究所ポリマー研究部長
 1997年10月 三井化学(株)樹脂事業本部企画管理部長補佐
 1999年7月 日本エイアンドエル(株)取締役A B S 事業部長
 2001年6月 三井化学(株)機能性事業本部工業樹脂事業部長
 2003年6月 同社理事
 日本ポリスチレン(株)代表取締役副社長
 2004年6月 同社代表取締役社長
 2010年4月 三井化学(株)生産・技術本部特別理事
 2014年6月 タキロン(株) (現タキロンシーアイ(株)) 取締役 (現任)
 2016年3月 当社取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

タキロンシーアイ(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

岩本宗氏は、化学メーカーの研究職・経営者としての職務経験や、海外子会社の経営・立て直しを含む国際的な活動についての豊富な知見を有するとともに、当社および他社における社外取締役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、経営戦略全般への議論・検討への貢献が期待できることから、当社事業の発展のための有益な助言をいただけるものと判断して、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏が社外取締役を務めるタキロンシーアイ(株)と当社との関係について特記すべき事項はございません。

候補者番号

5



再任

社外

独立役員

まつお しゅうすけ
松尾 修介
 (1948年12月4日生)

所有する当社の株式数 500株
 在任年数 2年
 (本総会終結時)
 取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

1971年4月 丸紅飯田(株)(現丸紅(株))入社
 1996年4月 丸紅ドイツ会社副社長
 2001年5月 丸紅欧州会社副社長
 丸紅ドイツ会社社長
 2003年5月 リケンテクノス(株)入社
 2004年6月 同社取締役 フィルム事業部長
 2009年7月 (株)クレハ入社 高機能材事業部副事業部長
 2010年4月 同社執行役員 高機能材事業部長
 2011年4月 同社常務執行役員
 2012年6月 同社取締役
 2013年4月 同社PGA事業部長
 2014年4月 同社高機能材・PGA部門統括
 2015年6月 同社特別顧問
 2017年6月 同社退社
 2020年3月 当社取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松尾修介氏は、化学メーカーにおける経営者としての職務経験に加え、商社の海外子会社においても経営者としての経験や、グローバルな視点での経営に関する豊富な経験・知見を有するとともに、当社における社外取締役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、経営戦略全般への議論・検討への貢献が期待できることから、当社事業の発展のための有益な助言をいただけるものと判断して、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6



新任

社外

独立役員

こうさか けいこ
高坂 佳郁子
(1976年9月20日生)

所有する当社の株式数 0株
監査役としての在任年数 4年
(本総会終結時)
取締役会出席状況 17/17回

■ 略歴、当社における地位および担当

- 2002年10月 弁護士登録
色川法律事務所(現弁護士法人色川法律事務所)入所
- 2009年1月 色川法律事務所(現弁護士法人色川法律事務所)パートナー
(現任)
- 2016年6月 日本山村硝子(株)監査役
- 2017年6月 同社取締役(現任)
アジア太平洋トレードセンター(株)監査役(現任)
- 2018年3月 当社監査役(現任)
- 6月 (株)ファルコホールディングス監査役
- 2021年6月 同社取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士法人色川法律事務所パートナー
日本山村硝子(株)社外取締役(監査等委員)
アジア太平洋トレードセンター(株)社外監査役
(株)ファルコホールディングス社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高坂佳郁子氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野の弁護士として長年にわたり培われた企業法務にかかる知識および経験を有しております。また2018年3月から当社の社外監査役として当社の監査に貢献された経験と、他社における社外取締役および社外監査役の経験から、業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断して、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は本総会終結の時をもって、任期満了により当社社外監査役を退任いたします。

また、同氏が所属する弁護士法人色川法律事務所、社外取締役(監査等委員)を務める日本山村硝子(株)および(株)ファルコホールディングス、ならびに社外監査役を務めるアジア太平洋トレードセンター(株)と当社との関係について特記すべき事項はございません。

- (注) 1. (1)平賀俊作氏の兼任先であるCMI（株）は、カーボンの製造に関するコンサルティング事業を行っておりますが、カーボン製品の製造・販売は行っていないことから、実質的な競業関係には該当しないものと取締役会において判断しております。
- (2)その他の候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 岩本宗氏、松尾修介氏および高坂佳郁子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)社外取締役候補者との責任限定契約について
- 当社は、岩本宗氏、松尾修介氏および高坂佳郁子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- (2)社外取締役候補者の独立性について
- 当社は、岩本宗氏、松尾修介氏および高坂佳郁子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- なお、松尾修介氏は、当社取引先のグループ会社である（株）クレハに在籍されておりましたが、2017年6月に同社を退社しております。また、当社の第80期事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）における当社と当該グループ会社との間の取引金額は約51百万円であり、当社ならびに同社および当該グループ会社の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合はいずれも1%未満であるため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

所有する当社の株式数 2,200株

ぼう き と し み
坊木 斗志己

(1960年2月24日生)



新任

■ 略歴、当社における地位

- 1996年11月 当社入社
- 2002年2月 TOYO TANSO USA,INC. Director of Finance & Administration
- 2005年6月 当社経理部長
- 2006年8月 執行役員
- 2015年5月 米国公認会計士登録
- 2017年7月 上海東洋炭素有限公司副総経理
上海東洋炭素工業有限公司副総経理
東洋炭素（浙江）有限公司副総経理
- 2020年1月 当社管理本部副本部長
- 3月 理事管理本部副本部長（現任）

監査役候補者とした理由

坊木斗志己氏は、当社入社以来長年にわたる財務・経理部門の要職歴任により培った豊富な知識と経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、監査役候補者いたしました。

候補者番号

2

所有する当社の株式数 0株

いまい かずひろ
今井 和弘
(1951年12月12日生)



新任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位

1970年4月 大阪国税局入局
1995年7月 大淀税務署法人課税第一部門統括国税調査官
2003年7月 田辺税務署長
2011年7月 大阪国税局徴収部部長
2012年7月 大阪国税局徴収部部長退官
8月 税理士登録
今井税理士事務所設立
同事務所税理士（現任）

■ 重要な兼職の状況

今井税理士事務所税理士

社外監査役候補者とした理由

今井和弘氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として財務・会計に関する幅広い知識・経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、社外監査役候補者といたしました。

候補者番号

3



新任

社外

独立役員

所有する当社の株式数 0株

う え む ら じ ゅ ん こ
植村 淳子 (現姓:岡野)
 (1982年9月3日生)

■ 略歴、当社における地位

- 2008年12月 弁護士登録
 シティユーワ法律事務所入所
- 2011年10月 弁護士法人関西法律特許事務所入所
- 2018年 1 月 弁護士法人関西法律特許事務所パートナー（現任）

■ 重要な兼職の状況

弁護士法人関西法律特許事務所パートナー

社外監査役候補者とした理由

植村淳子氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務を中心とした法務に関する幅広い知識・経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断して、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 今井和弘氏および植村淳子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)社外監査役候補者との責任限定契約について
今井和弘氏および植村淳子氏が監査役に選任された場合、当社は両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。
- (2)社外監査役候補者の独立性について
今井和弘氏および植村淳子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合、独立役員として届ける出る予定であります。
5. 植村淳子氏は、婚姻により岡野姓となりましたが、弁護士などの業務を旧姓で行っております。

取締役および監査役が有する専門性・経験分野のスキル・マトリックス

地 位	担 当	氏 名	経営全般	重点事業/ 業界経験 (材料業界)	グローバル 経 営	営業販売/ マーケティング	R & D / 生産技術	品質管理/ 調達・物流	サステナ ビリティ (E S G)	T / AI・IoT D X	法務/人事/ リスク管理 等	財 務 / 会計 / 税務 / 等
取締役会長兼社長 (代表取締役)	最高経営責任 者(CEO)	近藤 尚孝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取締役	生産本部長 グローバル開 発本部担当	平賀 俊作	○	○	○		○		○	○		
取締役	経営企画本部長 グローバル営 業本部担当	濱田 達郎	○	○	○	○	○		○			
取締役(社外)		岩本 宗	○	○			○				○	
取締役(社外)		松尾 修介	○	○	○	○						
取締役(社外)		高坂 佳郁子									○	
常勤監査役		坊木 斗志己						○		○		○
監査役(社外)		今井 和弘										○
監査役(社外)		植村 淳子									○	

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本選任の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなりますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
ふな とき こう し 船 富 康 次 (1961年3月29日生)	1983年4月 大阪国税局入局 2012年7月 田辺税務署長 2013年7月 大阪国税局調査第二部調査第21部門統括国税調査官 2019年7月 大阪国税局課税第二部次長 2020年7月 大阪国税局課税第二部部长 2021年7月 大阪国税局課税第二部部长退官 2021年8月 税理士登録 船富康次税理士事務所設立 同事務所所長(現任) 2022年1月 (株)ジェイ・エス・ビー監査役 (重要な兼職の状況) 船富康次税理士事務所所長 (株)ジェイ・エス・ビー社外監査役	0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

船富康次氏は、社外監査役となること以外の方法で、会社経営に関与された経験はありませんが、税務署長等を歴任された経験および税理士として財務・会計に関する幅広い知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。船富康次氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 船富康次氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1)補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
 船富康次氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額といたします。
- (2)社外監査役候補者の独立性について
 船富康次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、独立役員として届け出る予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項**

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、一部地域において生産活動が停滞するなど不透明感は依然残るものの、企業収益の改善や設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかながら回復の動きが見られました。

当企業グループを取り巻く事業環境は、半導体不足による自動車産業の稼働低下や、太陽電池市場における競争激化に加え、年度後半における資源価格高騰の影響などの懸念材料はあったものの、半導体市場における旺盛な需要に支えられ、好調に推移しました。

このような状況の中、当企業グループにおきましては、顧客ニーズに真摯に向き合いながら、事業機会を着実に取り込むべく、生産性向上によるコスト競争力の向上、技術革新に追随しうる新製品ならびに高付加価値製品の開発・増強などを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は37,734百万円（前期比20.8%増）、利益については、営業利益5,666百万円（同65.6%増）、経常利益6,264百万円（同61.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,465百万円（同67.7%増）となりました。

売上高

37,734百万円
(前期比 20.8% 増)

営業利益

5,666百万円
(前期比 65.6% 増)

経常利益

6,264百万円
(前期比 61.6% 増)

親会社株主に帰属する当期純利益

4,465百万円
(前期比 67.7% 増)

当連結会計年度における製品商品別の概況は以下のとおりであります。

(製品商品別売上高)

製品商品分類	売上高	前期比増減	売上構成比
特殊黒鉛製品	17,143百万円	23.3%増	45.4%
一般カーボン製品 (機械用カーボン分野)	3,738百万円	0.7%減	9.9%
一般カーボン製品 (電気用カーボン分野)	5,727百万円	21.8%増	15.2%
複合材その他製品	9,306百万円	18.8%増	24.7%
商 品	1,819百万円	78.7%増	4.8%
合 計	37,734百万円	20.8%増	100.0%

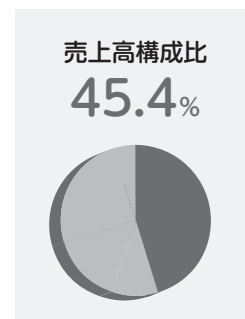
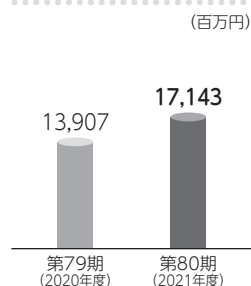
■ 特殊黒鉛製品

エレクトロニクス分野は、単結晶シリコン製造用やSiC（炭化ケイ素）半導体向けなどの化合物半導体製造用が大きく伸長したほか、太陽電池製造用が、中国における需要に加え一部アジア地域での引き合いもあり、前期をやや上回ったことなどにより、前期比28.2%増となりました。

一般産業分野は、連続鋳造用や工業炉用などの冶金用が大幅に増加したほか、放電加工電極用も堅調に推移したことにより、前期比19.3%増となりました。

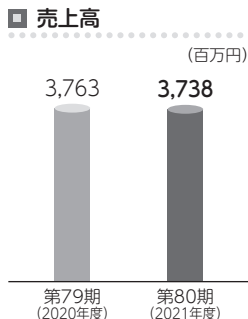
これらの結果、特殊黒鉛製品全体としては、前期比23.3%増となりました。

■ 売上高

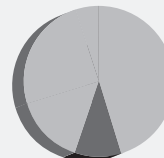


■ 一般カーボン製品（機械用カーボン分野）

機械用カーボン分野は、軸受・シールリングは前上期のスポット需要が剥落したものの底堅く推移し、パンタグラフ用すり板も堅調に推移したことにより、前期並みの0.7%減となりました。

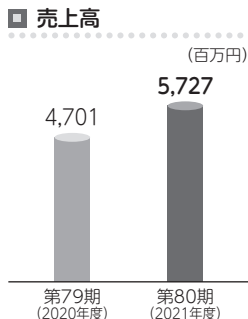


売上高構成比
9.9%

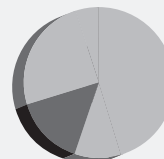


■ 一般カーボン製品（電気用カーボン分野）

電気用カーボン分野は、家電・電動工具向け小型モーター用の旺盛な需要が継続したことにより、前期比21.8%増となりました。



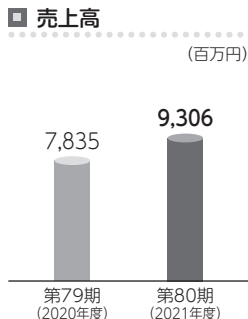
売上高構成比
15.2%



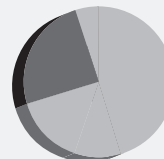
■ 複合材その他製品

SiC（炭化ケイ素）コーティング黒鉛製品は、SiC半導体向けが大幅に伸長したことに加え、Si（シリコン）半導体向けやLED用の需要も増加するなど、前期を上回りました。C/Cコンポジット製品は、工業炉用が堅調に推移したほか、半導体用の需要が好調だったことにより、前期を上回りました。また、黒鉛シート製品は、自動車用や半導体用が好調に推移したことにより、前期を上回りました。

これらの結果、主要3製品は前期比15.8%増となり、複合材その他製品全体としては、前期比18.8%増となりました。



売上高構成比
24.7%



(2) 設備投資等の状況および資金調達の状況

- ① 当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。なお、当連結会計年度の投資資金は自己資金によりまかなっております。

詫間事業所	製造設備の増設等	3,653百万円
萩原工場	製造設備の増設等	671百万円
東洋炭素生産技術センター	製造設備の更新等	159百万円
TOYO TANSO USA, INC.	製造設備の新設等	117百万円

- ② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
生産能力に重要な影響をおよぼす固定資産の売却、撤去または滅失はありません。

(3) 対処すべき課題

① 会社の経営の基本方針

当企業グループは、「C（カーボン）の可能性を追求し世界に貢献すること」を経営理念とし、「どこにもないモノをつくる」という創業来のパイオニア精神を忘れず、最高の品質と最高の技術を誰よりも先に提供し、人々の暮らしをより豊かにすることで、広く社会に貢献できる企業を目指しております。

② 目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略および会社の対処すべき課題

当企業グループを取り巻く事業環境は、足もとのコロナ禍による経済的混乱に留まらず、地政学的リスクや気候変動リスクの増大等、世界全体を覆う重大な課題にさらされており、今後も不透明かつ不安定な状況が続くと見られます。一方で、これらの課題解決も含めて産業構造やライフスタイルの変化が生じており、デジタル社会や循環型社会の急速な進展はその顕著な一例であります。当企業グループの展開市場においても、既にエレクトロニクス分野や自動車産業をはじめとする一般産業分野において、新たなニーズの出現や技術革新の進展による事業機会の創出・増加が見込まれております。

当企業グループとしては、これらの環境変化をチャンスと位置付け、その動きを機敏に捉えて、変化・高度化する市場のニーズや要請に応える高付加価値な技術・製品をグローバルに提供することにより、大きな成長を目指してまいり所存です。そのためにも、事業環境や市況の変化に左右されない事業ポートフォリオの構築、ならびにグローバルかつ強固なガバナンス体制と経営基盤の確立が課題であると認識しております。

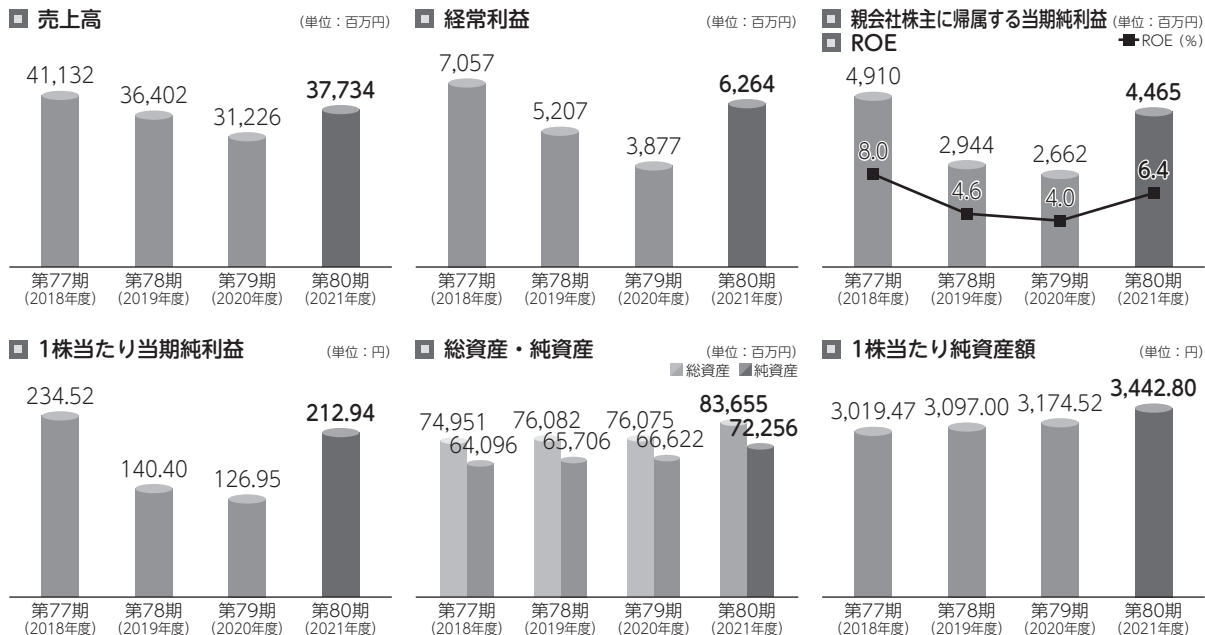
中長期的な経営戦略につきましては、これらの環境認識と課題を踏まえ、会社方針に掲げる「グローバル企業になる」「世のため、社会のためになる」「強い会社になる」ことを実現するべく、高成長・高付加価値事業の徹底拡大、省エネ・省人化等含めた生産技術革新・競争力強化、ならびに海外展開強化等の取組みを着実に進めてまいり所存です。そしてこれらの取組みを支えるグローバル人材の育成を強化してまいります。

事業を通じて環境・社会に貢献する企業として、「さらなる成長」と「企業価値および社会的価値の拡大」を目指し、目標とする経営指標につきましては、2026年に売上高545億円、営業利益110億円を達成し、全社でのROEは9%以上とすることを掲げております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第 77 期 2018年12月期	第 78 期 2019年12月期	第 79 期 2020年12月期	第80期(当連結会計年度) 2021年12月期
売 上 高(百万円)		41,132	36,402	31,226	37,734
経 常 利 益(百万円)		7,057	5,207	3,877	6,264
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		4,910	2,944	2,662	4,465
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		234.52	140.40	126.95	212.94
総 資 産 (百万円)		74,951	76,082	76,075	83,655
純 資 産 (百万円)		64,096	65,706	66,622	72,256
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)		3,019.47	3,097.00	3,174.52	3,442.80
ROE (自己資本利益率) (%)		8.0	4.6	4.0	6.4

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。



(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
東炭化工株式会社	65百万円	100.0%	炭素製品の製造
大和田カーボン工業株式会社	18百万円	100.0%	炭素製品の製造
TOYO TANSO USA, INC.	107千米ドル	100.0%	炭素製品の製造販売
TOYO TANSO EUROPE S.P.A.	500千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
TOYO TANSO FRANCE S.A.	200千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH	3,100千ユーロ	100.0%	炭素製品の製造販売
上海東洋炭素有限公司	122,754千人民元	100.0% (30.0%)	炭素製品の製造販売
上海東洋炭素工業有限公司	49,660千人民元	100.0%	炭素製品の製造販売
東洋炭素（浙江）有限公司	36,760千人民元	100.0%	炭素製品の製造
成都東洋炭素工業有限公司	13,733千人民元	100.0% (75.0%)	炭素製品の製造販売
精工碳素股份有限公司	18,750千台湾ドル	97.2% (2.8%)	炭素製品の製造販売

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、当社の子会社の保有分を内数で示しております。

(6) 主要な事業内容

当企業グループは、主に等方性黒鉛材料を素材として、高機能分野におけるカーボン製品の製造・加工・販売を主たる事業としております。

(7) 主要な営業所および工場

東洋炭素株式会社	本 社	大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号
	営 業 所	大阪営業所、東京営業所、東北営業所（宮城県）、北陸営業所（富山県）、名古屋営業所、広島営業所、四国営業所（香川県）、九州営業所（福岡県）
	事 業 所	詫間事業所（香川県）
	工 場	萩原工場（香川県）、いわき工場（福島県）
	研究センター	東洋炭素生産技術センター（香川県）、近藤照久記念東洋炭素総合開発センター（大阪市）
東炭化工株式会社 (子会社)	本 社	香川県三豊市
大和田カーボン工業株式会社 (子会社)	本 社	大阪府豊中市
TOYO TANSO USA, INC. (子会社)	本 社	米国 オレゴン州トラウトデール市
TOYO TANSO EUROPE S.P.A. (子会社)	本 社	イタリア ミラノ市
TOYO TANSO FRANCE S.A. (子会社)	本 社	フランス トラップビス市
GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH (子会社)	本 社	ドイツ ランゲンズ市
上海東洋炭素有限公司 (子会社)	本 社	中国 上海市
上海東洋炭素工業有限公司 (子会社)	本 社	中国 上海市
東洋炭素（浙江）有限公司 (子会社)	本 社	中国 浙江省平湖市
成都東洋炭素工業有限公司 (子会社)	本 社	中国 四川省成都市
精工炭素股份有限公司 (子会社)	本 社	台湾 桃園市
TOYO TANSO KOREA CO.,LTD. (子会社)	本 社	韓国 ソウル市
TOYO TANSO (THAILAND) CO.,LTD. (子会社)	本 社	タイ バングブリー市
TOYO TANSO SINGAPORE PTE. LTD. (子会社)	本 社	シンガポール
TOYO TANSO MEXICO S.A. DE C.V. (子会社)	本 社	メキシコ グアナファト州
PT. TOYO TANSO INDONESIA (子会社)	本 社	インドネシア 西ジャワ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,640名	18名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
831名	3名増	43.0歳	18.1年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇員は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 66,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 20,992,588株（自己株式20,028株を含む）
 (3) 株主数 6,251名
 (4) 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,194,500株	10.46%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,072,500株	9.88%
近 藤 朋 子	1,560,704株	7.44%
森 田 純 子	1,340,144株	6.39%
近 藤 尚 孝	1,218,076株	5.81%
近藤ホールディングス株式会社	1,165,000株	5.55%
公益財団法人近藤記念財団	834,000株	3.98%
N T コーポレーション株式会社	626,000株	2.98%
近 藤 孝 子	620,060株	2.96%
株式会社みずほ銀行	360,000株	1.72%
株式会社三菱UFJ銀行	360,000株	1.72%

(注) 持株比率は自己株式（20,028株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長兼社長 (代表取締役)	近 藤 尚 孝	最高経営責任者（CEO） 精工碳素股份有限公司董事長 NTコーポレーション株式会社代表取締役
取 締 役	平 賀 俊 作	生産本部長 グローバル開発本部担当 東炭化工株式会社代表取締役会長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役会長 CMI株式会社専務取締役
取 締 役	堤 宏 記	管理本部長
取 締 役	濱 田 達 郎	経営企画本部長 グローバル営業本部担当 TOYO TANSO EUROPE S.P.A. 代表取締役会長 上海東洋炭素有限公司董事長 上海東洋炭素工業有限公司董事長 東洋炭素（浙江）有限公司董事長
取 締 役	岩 本 宗	タキロンシーアイ株式会社社外取締役
取 締 役	山 形 康 郎	弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士 株式会社大阪シティドーム社外取締役
取 締 役	松 尾 修 介	
常 勤 監 査 役	前 川 和 廣	
監 査 役	高 坂 佳 郁 子	弁護士法人色川法律事務所パートナー 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員） アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役 株式会社ファルコホールディングス社外取締役（監査等委員）
監 査 役	江 戸 忠	税理士 江戸忠税理士事務所税理士 株式会社ドウシヤ社外監査役

- (注) 1. 取締役 岩本宗氏、山形康郎氏および松尾修介氏は社外取締役であり、また東京証券取引所規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
2. 監査役 高坂佳郁子氏および江戸忠氏は社外監査役であり、また東京証券取引所規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
3. 監査役 江戸忠氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 岩本宗氏、山形康郎氏および松尾修介氏、監査役 高坂佳郁子氏および江戸忠氏の重要な兼職の状況と当社との関係は、後記(4) 社外役員に関する事項に記載しております。

5. 2021年12月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※ 会長執行役員 社長執行役員	近 藤 尚 孝	最高経営責任者（CEO） 精工碳素股份有限公司董事長 NTコーポレーション株式会社代表取締役
※ 執行役員	平 賀 俊 作	生産本部長 グローバル開発本部担当 東炭化工株式会社代表取締役会長 大和田カーボン工業株式会社代表取締役会長 CMI株式会社専務取締役
※ 執行役員	堤 宏 記	管理本部長
※ 執行役員	濱 田 達 郎	経営企画本部長 グローバル営業本部担当 TOYO TANSO EUROPE S.P.A. 代表取締役会長 上海東洋炭素有限公司董事長 上海東洋炭素工業有限公司董事長 東洋炭素（浙江）有限公司董事長
執行役員	橋 上 浩	秘書室長 兼 管理本部副本部長 人事部担当 兼 総務部担当 兼 法務部担当 兼 貿易管理部担当
執行役員	佐々木 旭	グローバル営業本部長
執行役員	喜 久 秀 樹	経営企画本部副本部長 兼 市場戦略部長 セールス・エンジニアリング部担当
執行役員	高 多 学	経営企画本部副本部長 兼 企画部長 関係会社統括部担当 兼 ブラシ事業推進部担当
執行役員	島 田 正 志	中国事業担当 上海東洋炭素有限公司総経理 上海東洋炭素工業有限公司総経理 東洋炭素（浙江）有限公司総経理 成都東洋炭素工業有限公司董事長
執行役員	土 居 賜	生産本部副本部長 施設部担当 兼 素材製造部担当 兼 PF製造部担当
執行役員	森 下 隆 広	グローバル開発本部長
執行役員	曾 根 清 文	生産本部副本部長 兼 加工部長 機械用炭素製造部担当 兼 業務管理部担当 兼 原子力室担当

(注) ※を付した執行役員は取締役を兼任しております。

- (2) 事業年度中に退任した取締役
当事業年度中に退任した取締役は以下のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
森 鷹 彬	2021年7月31日	辞任	取締役 グローバル営業本部担当 上海東洋炭素有限公司董事長 上海東洋炭素工業有限公司董事長 東洋炭素（浙江）有限公司董事長

- (3) 取締役および監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 報酬の決定に関する基本方針

企業価値の持続的な向上と社会の持続的発展への貢献に向けた健全なインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬については、基本報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての短期インセンティブ報酬ならびに中長期インセンティブ報酬により構成し、業績連動報酬の指標については当該事業年度における業績および、中長期的な業績との連動性を高めることを目的とし、選択するものとする。監督機能を担う非業務執行取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬としての月例報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任中の評価に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期インセンティブ報酬として各事業年度終了後の一定の時期に支給する金銭の額は、業績目標を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～150程度で変動するものとする。業

業績評価指標は、株主との利害共有を目的とした「ROE」、収益力を示す「営業利益目標の達成率」ならびに「役員毎の個人評価」とし、経営環境や各役員の役割の変化等に応じて適宜見直しを検討することとする。

中長期インセンティブ報酬として中期経営計画の最終事業年度の翌年に支給する金銭の額は、業績目標を達成した場合に支給する額を100とすると、その程度に応じて概ね0～150程度で変動するものとする。業績評価期間は将来の3から5事業年度以内とし、業績評価期間開始事業年度において業績評価期間最終事業年度の業績目標を設定する。業績評価指標は、中期経営計画で重視する業績指標である「売上高」、「ROE」ならびに「当社株式成長率（算式：対象期間中の当社TSR（株主総利回り）÷ 対象期間中のTOPIX成長率）」とし、グループ経営方針の見直しに応じて適宜変更を検討することとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、上場企業・同規模同業種の相場、会社の収益と財務状況等による支払い能力を踏まえ、各経営分野における優秀なプロフェッショナル人材の確保・維持、社員の適度な上昇志向の促進を可能とする水準とし、報酬額全体に占める①「基本報酬」、②「目標業績を達成した場合に支給される短期インセンティブ報酬（STI）」、③「目標業績を達成した場合に支給される中長期インセンティブ報酬（LTI）」の割合は、概ね60%：20%：20%であり、上位役位ほど変動報酬の割合を高める設計とする。

グレード		報酬比率		
		基本報酬	STI	LTI
G0	会長／CEOグレード	60.0%	20.0%	20.0%
G1	社長グレード	60.0%	20.0%	20.0%
G2	取締役グレード	63.0%	18.5%	18.5%
G3	取締役グレード	64.0%	18.0%	18.0%

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役の報酬は、指名・報酬委員会において審議し、各取締役の報酬は、代表取締役が一定の基準のもとに業績等を評価した上で、指名・報酬委員会において審議し、また取締役会においてそれぞれ決定することとする。

(4) 当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	185百万円 (21百万円)	143百万円 (21百万円)	42百万円 (-)	- (-)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	25百万円 (10百万円)	25百万円 (10百万円)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	211百万円 (32百万円)	169百万円 (32百万円)	42百万円 (-)	- (-)	11名 (5名)

- (注) 1. 上記の人員および報酬等の総額には、2021年7月31日をもって辞任により退任した取締役1名を含めております。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標については、「3(3)3. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載のとおりです。なお、当事業年度における業績評価指標「ROE」ならびに「営業利益目標の達成率」の実績はそれぞれ6.4%、101%となりました。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2019年3月28日開催の第77期定時株主総会において年額540百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月28日開催の第77期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

(5) 社外役員に関する事項

氏名	重要な兼職の状況と当社との関係	当事業年度における主な活動状況		発言状況及び期待される役割の概要
		出席状況		
		取締役会	監査役会	
取岩 本 役 宗	タキロンシーアイ株式会社社外取締役 同社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	－	長年にわたる化学メーカーにおける研究職・経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取山 形 康 役 郎	弁護士法人関西法律特許事務所社員弁護士 株式会社大阪シティドーム社外取締役 各社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	－	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取松 尾 修 役 介	－	17/17回 (100%)	－	化学メーカーおよび商社の海外子会社における経営者としての豊富な知識と経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 子 高 坂 佳 郁	弁護士法人色川法律事務所パートナー 日本山村硝子株式会社社外取締役（監査等委員） アジア太平洋トレードセンター株式会社社外監査役 株式会社ファルコホールディングス社外取締役（監査等委員） 各社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)	主に弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 忠 江 戸	江戸忠税理士事務所税理士 株式会社ドウシヤ社外監査役 両社と当社との間に取引等の関係はございません。	17/17回 (100%)	15/15回 (100%)	主に税理士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金5百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれが高い額となります。

(7) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者のその職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 42百万円

当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 42百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、TOYO TANSO USA, INC.、TOYO TANSO EUROPE S.P.A.、TOYO TANSO FRANCE S.A.、GTD GRAPHIT TECHNOLOGIE GMBH、上海東洋炭素有限公司、上海東洋炭素工業有限公司、東洋炭素（浙江）有限公司、成都東洋炭素工業有限公司および精工碳素股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の会計監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を定めておりますが、その内容は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守を最優先として、誠実で公正な企業活動を通じて社会に貢献するために、経営方針と行動基準およびコンプライアンス・ガイドブックを定め、これを核として当社グループ全体の内部統制システムの構築に取り組む。
- ② 取締役会は、法令・定款および企業倫理の遵守に関する事項をはじめ、経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとし、各取締役の職務執行を監督する。
- ③ 当社は、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性および公正性を高めるとともに、取締役・監査役・執行役員の人事および報酬決定に関するプロセスの透明性を確保する。
- ④ 当社グループは、法令・定款および企業倫理の遵守とリスク管理体制の確立のため、これらを統括する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンス上、重要な課題について審議し、方針を決議する。個別のリスクについては、主管部署が管理・対応を行い、リスク・コンプライアンス委員会がこれらを統括する。
- ⑤ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。なお、不当要求などのアプローチを受けた場合は、関係機関と連携し毅然とした対応をとる。
- ⑥ 当社グループは、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、社内教育および研修等の啓発活動を適宜実施する。
- ⑦ 監査役および内部監査部門は、取締役および使用人の業務遂行が法令・定款その他当社規程に従い効率かつ適正に実施されているかどうかについて監査を行う。
- ⑧ 当社グループは、不正行為等の早期発見と是正を図るために、通報者等の保護を徹底した内部通報制度を設置・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、保存、管理、閲覧を適切かつ確実に行うことを目的として、当該情報に関する社内規程を定め、整備する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、使用人、資産、業務の継続等に多大な影響をもたらすと想定される各種災害およびその他の企業リスクに対し、リスク・コンプライアンス委員会の統括の下、損失の発生および拡大の防止に努めるものとする。

- ② 当社グループは、災害の発生またはその他の企業リスクの顕在化に対し、対策本部を組織し、迅速かつ適切に危機管理にあたるものとする。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、当社グループ全体としての経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。意思決定の迅速化を図るため、取締役会は、日常の業務執行を執行役員に委任し、取締役および執行役員の業務執行は、取締役会がこれを監督する。
- ② 当社子会社は、当社子会社の現地責任者をメンバーに含めた各社毎の取締役会を定期的に開催し、経営方針等の重要事項についての意思決定を行う。
- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程およびこれに付帯する社内規程を制定し、当社グループにおける経営管理体制を整備する。
- ② 当社グループへの内部監査は、当社規程に基づき、関連部門と連携して、定期または臨時に行うものとする。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命することができる。監査役補助者を任命した場合、監査役は、当該補助者に対する指揮命令権、ならびに人事異動、人事評価、および懲戒処分等に対する同意権を保有することにより、当該補助者の取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社グループの取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他当社監査役の報告に関する体制および当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、当社グループの取締役および使用人が、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反、当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査部門が実施した監査結果または内部通報制度による通報のうち当社監査役が職務遂行上報告を受ける必要がある事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を整備する。
- ② 前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができるとし、報告を求められた取締役および使用人はこれに応じなければならない。
- ③ 当社監査役は、当社グループの業務および財産の状況の調査その他の監査職務の遂行にあたり、内部監査部門と密接な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
- ④ 当社グループの取締役および使用人は、法令違反行為等に取締役または執行役員が関与し、または関与していると疑われる場合は、通常の内通報ラインのほか当社監査役に通報することができる。

- ⑤ 当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
- ⑥ 当社監査役は、職務の執行上必要である予算をあらかじめ定める。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求できる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社および当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について検証を行っております。

取締役会（本事業年度は17回開催）において、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務執行および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しました。

当期においては、監査役による内部統制システムの整備ならびに運用状況の監査により、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しております。

2. リスク・コンプライアンス体制の推進状況

当社は、「リスク・コンプライアンス基本規程」を制定し、当社および当社グループ会社のリスク管理およびコンプライアンスに関する重要な課題について、当社役員を委員とするリスク・コンプライアンス委員会（本事業年度は3回開催）において審議し、方針を決議しております。

リスク管理については、事業活動に影響を及ぼすリスクの発生状況について、定期的に当社内および当社グループ会社に対しヒアリングを行うとともに、結果をリスク・コンプライアンス委員会に報告し、経営層の状況把握に努めるとともに、重要事項について同委員会で審議しております。コンプライアンスについては、当社において「コンプライアンス・ガイドブック」を用いた教育研修および啓発活動を定期的を実施し、意識および知識の向上に取り組むとともに、当社グループ会社への啓発活動に努めております。

また、当社では、法令違反・不正行為等の早期発見および未然防止ならびに自浄作用の向上を目的として、内部通報制度を整備しており、社内外に通報窓口を設置しております。

3. 当社グループ会社の管理

当社グループ会社の管理につきましては、上記の運営とともに、「関係会社管理規程」に則り、グループ各社から内部統制に関する報告を受ける体制を整えております。また、当社の内部監査部門は、グループ各社に対する監査計画に基づき、内部監査を行っております。

4. 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づく監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との定期的な情報交換等により、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,009	流動負債	10,145
現金及び預金	15,364	支払手形及び買掛金	2,225
受取手形及び売掛金	14,198	電子記録債務	968
有価証券	2,999	短期借入金	191
商品及び製品	7,477	未払金	2,041
仕掛品	5,722	未払法人税等	852
原材料及び貯蔵品	2,823	賞与引当金	602
その他	526	役員賞与引当金	29
貸倒引当金	△103	その他	3,233
固定資産	34,645	固定負債	1,252
有形固定資産	31,046	長期借入金	8
建物及び構築物	11,229	繰延税金負債	124
機械装置及び運搬具	9,289	退職給付に係る負債	150
土地	5,891	資産除去債務	269
リース資産	1,233	その他	700
建設仮勘定	2,181	負債合計	11,398
その他	1,221	(純資産の部)	
無形固定資産	283	株主資本	69,245
投資その他の資産	3,316	資本金	7,947
投資有価証券	384	資本剰余金	9,609
繰延税金資産	977	利益剰余金	51,748
退職給付に係る資産	618	自己株式	△60
その他	1,476	その他の包括利益累計額	2,959
貸倒引当金	△141	その他有価証券評価差額金	159
資産合計	83,655	為替換算調整勘定	2,833
		退職給付に係る調整累計額	△33
		非支配株主持分	52
		純資産合計	72,256
		負債・純資産合計	83,655

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		37,734
売上原価		25,352
売上総利益		12,382
販売費及び一般管理費		6,716
営業利益		5,666
営業外収益		
受取利息及び配当金	132	
為替差益	248	
持分法による投資利益	83	
雇用調整助成金	42	
売電収入	41	
雑収入	122	671
営業外費用		
支払利息	28	
減価償却費	16	
受託研究費用	18	
雑損失	9	72
経常利益		6,264
特別利益		
固定資産売却益	4	
補助金収入	14	18
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	152	153
税金等調整前当期純利益		6,130
法人税、住民税及び事業税	1,278	
過年度法人税等	189	
法人税等調整額	192	1,660
当期純利益		4,470
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		4,465

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,947	9,609	48,331	△60	65,828
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,048		△1,048
親会社株主に帰属する当期純利益			4,465		4,465
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	3,417	△0	3,416
当 期 末 残 高	7,947	9,609	51,748	△60	69,245

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 金 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	131	628	△9	749	43	66,622
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,048
親会社株主に帰属する当期純利益						4,465
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	28	2,204	△23	2,209	8	2,217
連結会計年度中の変動額合計	28	2,204	△23	2,209	8	5,634
当 期 末 残 高	159	2,833	△33	2,959	52	72,256

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,303	流動負債	8,418
現金及び預金	6,914	支払手形	27
受取手形	1,188	電子記録債権	968
電子記録債権	433	買掛金	1,417
売掛金	8,639	短期借入金	1,100
有価証券	2,999	リース債務	149
商品及び製品	4,132	未払金	1,716
仕掛品	4,727	未払費用	376
材料及び貯蔵品	1,577	未払法人税等	684
前払費用	121	前受金	33
未収消費税等	130	預り金	227
その他	1,439	賞与引当金	278
固定資産	32,198	役員賞与引当金	29
有形固定資産	22,697	設備関係支払手形	1,006
建物	7,553	その他	401
構築物	349	固定負債	814
機械装置	7,054	リース債務	501
運搬器具	13	資産除去債務	231
工具器具備品	920	その他	81
土地	4,271	負債合計	9,232
建物	635		
建設仮勘定	1,900	(純資産の部)	
無形固定資産	212	株主資本	55,111
特許権	0	資本金	7,947
借地権	0	資本剰余金	9,789
電気供給施設利用権	13	資本準備金	9,789
ソフトウェア工賃	94	利益剰余金	37,434
ソフトウェア仮勘定	96	利益準備金	73
その他	8	その他利益剰余金	37,361
投資その他の資産	9,288	圧縮積立金	89
投資有価証券	384	別途積立金	24,000
関係会社株	3,286	繰越利益剰余金	13,271
関係会社出資	3,215	自己株	△60
関係会社長期貸付	1,487	評価・換算差額等	159
破産更生債権等	1	その他有価証券評価差額金	159
長期前払費用	71	純資産合計	55,270
前払年金費用	506		
繰延税金資産	271	負債・純資産合計	64,502
その他	65		
貸倒引当金	△1		
資産合計	64,502		

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		26,533
売上原価		18,495
売上総利益		8,038
販売費及び一般管理費		4,171
営業利益		3,867
営業外収益		
受取利息及び配当金	531	
為替差益	253	
受取口イヤリテイ	143	
雇用調整助成金	36	
雑収	95	1,061
営業外費用		
支払利息	27	
減価償却費	17	
受託研究費用	18	
雑損	2	66
経常利益		4,862
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	142	142
税引前当期純利益		4,723
法人税、住民税及び事業税	948	
過年度法人税等	189	
法人税等調整額	62	1,200
当期純利益		3,522

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			資 本 金
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金
当 期 首 残 高	7,947	9,789	9,789	73	24	119	24,000
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
特別償却準備金の取崩し					△24		
圧縮積立金の取崩し						△30	
剰 余 金 の 配 当							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△24	△30	-
当 期 末 残 高	7,947	9,789	9,789	73	-	89	24,000

	株 主 資 本		資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
	繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	10,743	34,960	△60	52,637	131	131	52,768
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
特別償却準備金の取崩し	24	-		-			-
圧縮積立金の取崩し	30	-		-			-
剰 余 金 の 配 当	△1,048	△1,048		△1,048			△1,048
当 期 純 利 益	3,522	3,522		3,522			3,522
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					28	28	28
事業年度中の変動額合計	2,528	2,473	△0	2,473	28	28	2,501
当 期 末 残 高	13,271	37,434	△60	55,111	159	159	55,270

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

東洋炭素株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒 井 宏 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 濃 部 雄 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋炭素株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋炭素株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

東洋炭素株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 酒井 宏 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美濃 部 雄 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋炭素株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

東洋炭素株式会社 監査役会

監査役（常勤）前川 和 廣 ㊟
 監査役（社外監査役）高坂 佳郁子 ㊟
 監査役（社外監査役）江 戸 忠 ㊟

以上

メ モ

A series of 15 horizontal dashed lines, evenly spaced, occupying the right two-thirds of the page. These lines are intended for handwritten notes or a list, corresponding to the 'メ' and 'モ' labels on the left.

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区北浜一丁目8番16号
北浜フォーラム A・B・C室(大阪証券取引所ビル3階)
T E L (06) 6202-2311



交通

1. 地下鉄堺筋線北浜駅下車 1B出口 (地下道直結)
2. 京阪本線北浜駅下車 27号出口 (地下道直結)
3. 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車・京阪地下道を東へ徒歩約7分
27号出口 (地下道直結)
4. 京阪中之島線なにわ橋駅下車 4番出口 徒歩約4分